

# 宇和島市教育委員会会議録

令和4年9月定例会

令和4年9月30日開催

宇和島市教育委員会

## 宇和島市教育委員会 令和4年9月定例会 会議録

1. 開会日時 令和4年9月30日（金） 午後4時
2. 場 所 宇和島市役所本庁 701会議室
3. 出席者 教育長） 金瀬 聡  
教育委員）木下 充卓、高山 俊治、弓削 由美子、  
浅井 敬司、田村 裕子
4. 欠席者 なし
5. 出席職員  
教育部長 片山 治彦、教育総務課長 面川 啓之、  
学校教育課長 大柴 博之、生涯学習課長 杉浦 光信  
文化・スポーツ課長 森田 浩二、人権啓発課長 大内 真二、  
学校給食センター所長 児玉 雅人  
  
教育総務課課長補佐 薬師神 司、同課総務係長 山口 真史  
同課主事 新居田 智士
6. 付議事件  
報告第22号 専決処分した事件の承認について  
(令和4年度教育費9月補正予算の要求について)  
議案第11号 宇和島市奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
議案第12号 宇和島市学習交流センター条例施行規則  
議案第13号 宇和島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令  
議案第14号 宇和島市通学路安全対策連絡協議会設置要綱  
議案第15号 職員の懲戒等処分について  
議案第16号 県費負担職員の懲戒等処分の内申について
7. 説明及び報告事項
  - (1) 令和4年度全国学力・学習状況調査の分析と今後の方策について
  - (2) 吉田中学校屋内運動場の屋根飛散に伴う対応について
  - (3) 「吉田統合小学校等建設工事（建築）」の入札不調について
  - (4) 新伊達博物館基本設計に係る説明会における質問並びに回答及びパブリック

## 8. 会議概要

### (1) 会議成立の報告

#### ○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されております。定足数を満たしておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

### (2) 開会宣言・教育長報告（午後4時）

#### ◎教育長

それでは、ただいまから9月定例教育委員会会議を開会いたします。

この台風14号で、吉田中学校の体育館にも被害があり、近隣にお住まいの方にも、ご迷惑をお掛けするようなことになってしまいました。この件については、また後程教育総務課長から説明をしてもらいたいと思います。

教育長報告の方は、本日の定例会の前にありました、定例の校長会で校長先生方にお伝えしたことを皆さんにもお伝えしようと思います。

社会、経済、産業、生活や暮らし、したがって教育にいたるまで、大きな変化の時代、予測不可能な時代といわれるようになって久しいと思います。コロナ禍でニューノーマル・新しい生活様式などとも言われ、ビジネスの慣行や様相も変わってきました。

世界的に言えば前回の産業革命、日本で言えば明治維新に匹敵するほどの社会の構造や常識が変わろうとしている今、そのような時代の端境期にあるという認識はこれまでも再々申し上げてきました。

お配りしたペーパーは、令和4年度の宇和島市教育研究大会、これは中学校区ごとの発表会と全体会がありますが、それら研究大会の開催要項に共通して掲載されている、大会長と副会長の挨拶文です。

大会主題とその趣旨では、子どもが変わる「授業の在り方」「学校の在り方」という表現で取り上げています。裏側を見ますと、大会副会長の安藤校長先生は、「教師も変わる教育」というキーワードで表現されました。

私の方は、「卒近代」の教育という前回の定例会でも紹介した鈴木寛氏の言葉を使わせていただいております。

変化の中であって、より良き地域社会をつくりたい。その新しい社会の創り手。そのような「ひとつづくり」。

コミュニティの希薄化が指摘され、共に生きる、共同体の必要性が言われています。認め合い、学び合い、助け合い、支え合うことができる人と人との関係性。

そういう意味では、つながり、関係性は、地域力の基礎となるれっきとした資本

だと言えます。

専門用語で言えば、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）。そのような、「つながりづくり」。包摂的で、持続可能な共同体としての地域社会。そのような、「地域づくり」。宇和島の教育理念に沿った、「ひとづくり・つながりづくり・地域づくり」を目指し、具体的な成果につなげていきたいと思えます。

もう1つお配りしているのは、昨日である9月29日の教育新聞の記事です。

コミュニティ・スクールを形骸化させないために、その意味を改めて意識したいと思えます。

学校と先生という限られたリソースで事に臨もうとすれば、ある程度、一律一斉にならざるを得ません。

地域にある多様な考え方、価値観、文化、知識、技術、経験、生活様式、そういったものをキッチリと「社会に開かれた教育課程」という教育課程本体に組み込んで編成し、カリキュラムマネジメントを通してその質を高めていくこと。そのためのESD。そのことを通じて、世代と分野を超えた人と人との関係性の量と質を高め、地域力の源泉である社会関係資本の蓄積にも資すること。こうしたこともコミュニティ・スクールの意味だと思えます。

妹尾氏はコミュニティ・スクールが意味のあるものになるには、いくつか意図的に取り組むべきことがあるとして、4つのことを指摘されています。

これからの取り組みを意識して、一番強調したいのは、4つ目の指摘「児童生徒の参画、意見表明を大事にすることだ」です。

「こども基本法案」は令和4年6月15日に国会で可決成立し、令和5年4月1日に公布されます。その前提として「子どもの権利条約」に謳われていることは何か。ここですね。主体的な社会の創り手を育成するなら、ここを抜きにした教育はありえないです。「子どもが変わる教育」、「教師が変わる教育」、「卒近代」の教育にも通じるものです。

今、中学校では、制服の見直しの話が進んでいると聞いています。従うことを強制される校則ではなく、主権者の卵として「ルールメイキング」にも主体的に参画していくことは、将来の社会参加の下地になる取り組みだと思えます。

働き方改革に向けて、来月には2年ぶりの業務改善検討会が開かれます。部活の地域移行等、かつて経験したことのないような大きな変化も求められています。

従前の、これまでの方向性、その延長線上での改善ということではなく、今後の向かうべき方向性に相応しいパラダイム。物の見方、考え方で取り組みたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

以上のことをお伝えして、教育長報告を終わりにさせていただきたいと思えます。さて、ここで議事に入ります前に、ご報告をいたします。

9月議会に、田村委員の任命議案が上程されておりました。先日、再任すること

について、議会の同意をいただきましたので、ご報告させていただきます。令和4年9月28日から新たな任期4年間をお務めいただきたいと思います。

それでは田村委員、一言ご挨拶をいただければと思います。

◎田村委員

改めまして、どうぞよろしくお願いたします。

4年の任期を終えまして、振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、様々な企画とか施策が滞ったり、中止を余儀なくされたり、本当に新型コロナ対応に追われる任期だったと感じました。

しかし、これからは教育長もおっしゃられていますが、どんどんそれらを進めていかなければならなくて、既存のものの再始動ではなくて、新しい発想で新しくスタートすると考えたら、とても身の引き締まる思いであります。

今後とも、ご指導を皆さんからいただきながら、精進して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

◎教育長

ありがとうございます。

いただいたお言葉を胸に留めて、進めて参りたいと思います。

(3) 付議事件

◎教育長

それでは議事に入って参ります。

本日の議案ですが、議案第15号については職員の懲戒案件、議案第16号については県費負担職員の懲戒案件でありますことから、非公開で審議をしたいと思います。

賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

ありがとうございます。

挙手全員ですので、議案の第15号と議案第16号は、非公開で審議を行います。

それでは先に、公開議案を審議いたします。

まず、報告第22号について事務局の説明をお願いいたします。

○文化・スポーツ課長

4ページをお開きください。

宇和島市教育委員会事務委任規則の規定によりまして、専決処分をいたしましたので、文化・スポーツ課から報告いたします。令和4年度教育費9月補正予算の要求についてです。

5ページでご説明申し上げます。歳入です。国庫支出金、国庫補助金で、埋蔵文

化財緊急調査事業費補助金。補正額は15万円となっております。

歳出の方です。教育費、社会教育費、文化財保護事業費、30万円を補正しております。内訳といたしましては、市内遺跡発掘調査事業の役務費手数料を23万1,000円。遺跡発掘作業等委託料を6万9,000円としております。

当初の要求より減額されていた国庫補助金につきまして、15万円の増額交付決定をいただいたことに伴い、対応する支出を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

報告第22号の説明が終わりました。

この説明について、ご質問等あればお願いいたします。

◎木下委員

市内の遺跡ですが、どこなのかということと、どういうことをするのかいうことをもう少し詳しく教えていただきたらと思います。

○文化・スポーツ課長

この事業費は、ここを掘りますというところもちろんあるのですが、今回の場合は市内に点在する開発によって起こる試掘です。その補助金としてあるもので、当初例年より要望した額より減額をされておりましたので、その部分は復活して、第3次決定でついたというものに対応したものでございます。

当初減額されていたのが、もう1回認められたということですので、場所が決まってるわけではないということで、ご了承いただきたらと思います。

◎教育長

他にございますでしょうか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

特にないようですので、それでは採決に移りたいと思います。

報告通り承認することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員ですので、報告通り承認いたします。

続きまして議案第11号について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

お隣の6ページをご覧ください。

議案第11号、宇和島市奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則で  
ございます。

こちらは、先般9月28日に、条例の方が可決されたことに伴いまして、今度は年度内貸付の実施、あと成人年齢の引き下げに伴う対応のため、運用上の変更について改正しようとするものでございます。先般支度金が、大学・短大・専門学校へ行く場合は30万円、高等・高専学校へ進学する場合は15万円に条例化されたものの取り扱いでございます。

7ページをご覧いただいたらと思います。新旧対照表の形で左が現行、右側が改正後となります。第3条の第2項、第3項では、推薦で早めに進路の決まる子どもたちが、内定者の手続きをしないで、速やかに決定できるよう変更をしたものでございます。

第6条は、成人年齢の引き下げに伴いまして、既に成人している学生は保護者の同意なく契約行為ができるというふうになりますので、連帯保証人を2名体制といたしまして、うち1名を保護者とするような形で、債務不履行時の場合を担保しようとするとともに、今後も引き続き発生する未成年者による契約について、保護者の同意が得られるように工夫をしたものでございます。

また、それに合わせて契約書、借用証書に関する改正を行っておるものでございます。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

事務局の説明終わりました。

これについて、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

—特に質問、意見等なし—

◎教育長

よろしいでしょうか。

これまでに比べると、随分借りていただきやすくなるということですね。

○教育総務課長

そうですね。

従来はどうしても一番最短で、貸付を開始する日が4月の20日前後ぐらいでした。必要な書類を提出いただく締め切りが早くはなりますが、今回の変更により最短で3月の中旬ぐらいには、必要な子どもさんたちへ支給することが可能となったというような内容になっております。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは特に質問もないようですので、採決に移りたいと思います。

議案第11号について、原案通り可決することに、賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

ありがとうございました。

議案第11号は、賛成全員で可決をいたしました。

次に、議案第12号に移ります。事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長

資料20ページをご覧ください。議案第12号、宇和島市学習交流センター条例施行規則を制定しようとするものです。

提案理由といたしましては、宇和島市学習交流センター駐車場の駐車券及び使用料の免除時間について、規則で定めようとするものです。

22ページの説明資料をご覧ください。減免措置の拡充は、10月1日からの施行を予定しております。

まず、参考として四角の枠内に、現状のパフィオウわじまの概要についてまとめております。

施設全体の指定管理者は株式会社上田となっております。1階の生涯学習センターは、指定管理。2・3階の中央図書館は市直営。4階の子育て世代活動支援センターも、管理委託に出しております。

駐車場の台数は全体で74台分。駐車場使用料は1時間当たり150円、初めの30分は図書館の利用がなくとも、誰でも無料となります。図書館や生涯学習センターを利用いただいた方は、30分無料を含んで、1時間まで免除となります。また、1日の上限額は1,500円としております。

続いて減免措置①としては、回数券の新設となります。経緯としては、近隣のホテルからの要望で、ホテルの駐車場が足りないときに、宿泊客がパフィオウわじまの駐車場を使用できないかとの問い合わせがあり、特にパフィオウわじまは、夜間の駐車場利用が少ないということもありますので、有効活用の観点から、その対応として、1日上限額1,500円の1日駐車券を作り、それを6枚セットの回数券として、5枚分の価格で割引販売をするものです。

影響としてまとめておりますが、もともと夕方から夜間の利用が少ないため、台数は十分余裕がございます。

また、隣のJRホテルクレメント宇和島の料金が、1泊1,200円と設定されておりますが、それよりは少し高く設定して、民業圧迫とならないように配慮しております。

また、回数券販売により、指定管理料の収入は増加要因となります。

減免措置②番目については、減免時間の拡大です。経緯としては、これまで施設利用者からも、現在1時間の減免時間の拡大要望をいただいておりますこと。また、先般3月議会においても、減免利用促進に関するご質問、ご提案をいただいております。



次ページをご覧ください。その対応として、生涯学習センターと中央図書館の減免時間を現在の1時間から2時間に拡大するものです。

講座・教室の多くが、1時間から2時間以内には終わること。和霊公園を利用する親子が、図書館を利用させていただくことにも繋がるものと考えております。

その下の表には、現状1時間であった減免時間を2時間に拡大したことと、子育て世代活動支援センターは、これまで通り最大4時間までの減免時間と変更なしであることを示しております。

影響としましては、利用台数の増加には十分対応可能であることと、今回の減免措置が施設利用者以外の方には適用されないため、近隣の民間駐車場への影響もほとんどないものと考えております。指定管理料収入は、減少する要因となります。

今後の対応としましては、まず10月1日の施行予定であること。それから、本議案である規則の制定について記載しております。

次に指定管理料の取り扱いについてですが、資料に記載はございませんが、まず指定管理料というのは、施設の管理運営の対価として、指定管理者にお支払いするものです。駐車場使用料収入は、指定管理者の収入となります。

資料に戻ります。今回の減免措置は、市が決める、市の要請に基づくものでありますことから、今後指定管理者の駐車場収入の決算額が予算額を下回った場合、つまり赤字となった場合には、負担金として補填すること。そして、その予算措置は3月議会での補正を予定しております。次年度以降においては、指定管理料の見直しを想定しております。

21ページにお戻りください。今ほどご説明いたしました、減免措置の拡充について規則として定めるものでございます。

この規則の中では、第2条で1日駐車券の回数券販売について、それから第3条で、生涯学習センターと中央図書館の免除時間を1時間から2時間に拡大することを定めております。子育て世代活動支援センターについては、従前と変更はございませんが、実利用時間の最大4時間を免除することを定めております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

#### ◎教育長

生涯学習交流センター条例施行規則を定める件、説明が終わりました。

この内容について、ご質問等あればお願いいたします。

いかがでしょうか。和霊公園は利用されますか。

#### ◎田村委員

和霊公園は利用はしないのですが、少し駐車料金が低いとか、駐車料金がかかることについて、もともと話はよく聞いたことがありました。

確かに、図書館を利用しようと遠方から車に乗ってやってきた利用者が、そこで本を読んだりするには、駐車場の使用料の減免時間が短いとは感じていましたし、今回少し免除拡大することによって、図書館の利用状況が増えることもあるか

と思いますので、ぜひとも進めて欲しいと思います。

◎教育長

ありがとうございました。

利用促進に繋がればということでご意見いただきました。

他、ございますでしょうか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第12号について、採決に移りたいと思います。

原案通り可決することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員で、議案第12号は可決となりました。

続いて議案第13号について、事務局からお願いいたします。

○教育総務課長

お隣の24ページをご覧ください。議案第13号、宇和島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令でございます。

こちらは、現状といたしまして、教育委員会各課での日常の個別決裁事項につきまして、中身によっては決定権者がバラバラな状況がございました。

ある課では教育長まで、ある課では課長までといったような状況が以前より続いており、内部でも指摘をされていたところでございます。

今回、市長部局の決裁区分を参考にいたしまして、各課の意見を調整しながら、重要案件は教育長。事務的な案件は項目によりまして、部長、課長といったような具合に調整を行ったものでございます。

今後教育委員会の全部署で、事務の適正化に努めて、確実な事務をして参りたいという思いで、この一覧表を作った次第でございます。

ご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎教育長

説明が終わりました。

この件に関して、ご質問等あればお願いいたします。

補足はありますか。

○教育部長

今ほどの件につきましても、私の方で指示を出して、今回あの形になったということで、皆さんにお示しをさせていただいております。

事務方が仕事をする上において、決裁というのは、機関決定をする重要な手続き

になって参ります。

これが、今ほど教育総務課長からご説明がありましたように、各課で同じ内容なのに、教育長まで決裁が上がったり、場合によっては課長決裁で終わっていたりという、アンバランスがすごくたくさん散見されたというところで、まず足並みを揃えて、徒に大は小を兼ねるということで、教育長のところまでどんどん決裁を持って行くことはやめようと整理をさせていただいたものでございます。

まずは、そういう整理をしたものをご理解をいただけたらと思います。

今日お認めいただけたらですが、10月1日から運用を開始して、やってみただけでやっぱりこれはということもあろうかと思えます。それはまた半年程度経過をした後に、改めて見直しをするというつもりもございまして、まずは始めてみようというところでご理解いただけたらというところです。

以上です。

◎教育長

よろしいでしょうか。

◎全委員

—特に質問、意見等なし—

◎教育長

それでは採決に移りたいと思います。

議案第13号について、原案通り可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員ですので、原案通り可決といたします。

続いて、議案第14号について、説明をお願いします。

○教育総務課長

53ページをご覧ください。議案第14号、宇和島市通学路安全対策連絡協議会設置要綱でございます。

こちらにつきましては、小・中学校の通学路における安全確保に向けた取組を関係機関が連携して推進するため、宇和島市通学路安全対策連絡協議会を設置するという要綱でございます。

先ほどの決裁規定の見直しの折に、教育総務課で所管している事務でございますが、中身的には大変関係機関も多くございまして、通学路の点検に係る重要な会議ということで、設置要綱について改めて教育委員会会議に諮り、制定しようという考えで、今回上程をさせていただきました。

54ページをご覧ください。と思います。

目的は、第1条で通学路の安全確保に向けた取り組みを関係機関が、連携推進して協議会を設置すること。

この協議会の所掌事務といたしましては、第3条にございますが、通学路交通安全対策プログラムの策定や見直しに関すること。あと、通学路の合同安全点検、関係機関との連絡調整、情報交換等を毎年度実施している協議会でございます。

構成メンバーにつきましては、次の55ページをご覧くださいと思います。国土交通省の四国地方整備局大洲河川国道事務所の宇和島国道出張所。国の機関でございます。あと、愛媛県南予地方局建設部の各関係課。愛媛県警察でございます、宇和島警察署の交通課と生活安全課。あと宇和島市の他部局、建設部の建設課と建築住宅課。あと学校代表は、教科等研究委員会に所属している学校安全研究委員会。あと教育委員会からは、学校教育課と生涯学習課、教育総務課が構成するということかなり広い関係機関であるため、改めて要綱を定めておきたいということでございます。

こういった関係機関と教育委員会で組織したこの協議会で、広く通学路の安全確保に向けた取り組みを今後も行っていきたいという考えで、上程をさせていただきました。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎教育長

事務局から説明がありました。

本件についていかがでしょうか。

◎全委員

—特に質問、意見等なし—

◎教育長

よろしいでしょうか。

それでは採決を取りたいと思います。

議案第14号、原案通り可決することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員で、議案第14号は可決いたしました。

それでは、ここから非公開議案を審議いたします。

◎教育長

議案第15号を上程する。

<議案第15号>

職員の懲戒等処分について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長

職員の懲戒等処分に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

議案第16号を上程する。

<議案第16号>

県費負担職員の懲戒等処分の内申について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長

県費負担職員の懲戒等処分の内申に関する原案を説明する。

◎高山委員

処分対象者の当時の状況と、その処分内容について詳しく問う。

◎教育長

処分対象者の当時の状況と、その処分内容について説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎委員

原案可決の賛成に4名挙手する。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎教育長

それでは、非公開案件の審議が終わりましたので、会議を公開いたします。

#### (4) 説明及び報告事項

◎教育長

議事日程の4番、説明及び報告事項に移ります。

まず、(1) 令和4年度全国学力・学習状況調査の分析と今後の方策について、説明をお願いします。

○学校教育課長

56ページをご覧ください。

全国学力・学習状況調査の結果につきまして、今回は少し詳しく説明いたします。  
下の表ですが、これは各教科における全国平均正答率との差です。令和2年度はコロナ禍の影響により実施が見送られましたので、平成31年度、令和3年度、令和4年度の結果となります。

まず小学校0.0の赤い直線が全国平均。上の折れ線グラフが算数、下が国語、そしてこれは令和4年度だけ実施ですが、三角が理科となります。

平成31年度から令和3年度にかけて、国語が大きく伸びまして、令和3年度調査では、国語と算数共に全国平均を上回りましたが、今年度は国語、算数そして新たに加わった理科共に、全国平均を下回る結果となってしまいました。

57ページをご覧ください。続いて中学校です。上の折れ線グラフが、国語。下の折れ線グラフが算数。三角が理科です。

平成31年度と令和3年度は、国語と数学のいずれも全国平均と比べて、5ポイント程度の差でしたが、今年度特に数学が大幅に下がり、全国平均と比べて約10ポイントの差がついてしまいました。その他、国語と理科でも約5ポイント、全国平均を下回っております。

続きまして、児童生徒質問紙の結果です。まずは小学校です。

生活習慣、学生習慣の部分が少し上回っておりますが、宇和島市は、毎日規則正しい就寝、起床ができている児童の割合が、比較的多いという結果となりました。

また、宇和島市の小学生は、平日・土日共に全国平均よりも長い時間、家庭学習に取り組んでおります。

その他理科につきまして、「理科の勉強は大切だと思う」「理科の授業で、観察や実験について、しっかりと振り返って考えている」「理科で学習したことを生活の中で活かす方法について考えることがある」と答えた児童が、全国平均よりも多く見られ、小学生では理科に対する関心の高さが窺えます。

一方、国語については「あまり好きではない」「授業がよくわからない」と答えた児童が全国平均よりも多く見られます。今後、国語では児童が楽しく、分かりやすい授業づくりを進める必要があります。

58ページをご覧ください。その他、教科以外につきまして、宇和島市の児童が全国県平均と比べて特に良好であった項目です。

「将来の夢や目標を持っている」。これは宇和島市だけではなく、県全体として高い結果となっております。

また、「地域の人たちと交流している」「地域の行事に参加している」「地域や社会のためにできることを考える」の3つで高い結果となりました。宇和島市の小学校で、地域と結びついた教育が行われていることが窺えます。

もう1つ、これも全国平均と比べて大きく上回っていたのが、「学習にICTを活用している」という項目です。宇和島市で、順調に1人1台端末の活用が進んでいる様子が窺えます。特に、この赤枠で囲んだ4点は、宇和島市の小学校の特徴と言

えます。

一方で、全国と比べて低かったのが、「先生はあなたの良いところを認めてくれていると思いますか」という項目です。今後、学校教育課としては、教員に対して、この結果を伝えるとともに、子どもたちの頑張りを認め、褒めて伸ばすということを今一度呼びかけたいと思います。

続いて、中学校の生徒質問紙の結果です。

中学校の課題は一目瞭然、学習面であるということが分かります。「授業で考えをまとめる活動を行っている」「友達と話し合う活動を通して、自分の考えを深めたり、広げたりしている」「自分の思いや考えを作文や作品にまとめる活動を行っている」など、学習に関するほぼ全ての項目で、全国・県平均を大きく下回りました。

これらから考えましても、中学校では以前と変わらず、教師主導の教え込み型の授業が行われていることが予想されます。

小学校と比べて、生徒指導上の問題や受験を控えているという理由もあるかもしれませんが、いずれにしても、中学校では今後思い切った授業改善が課題であると言えます。

その他、平日は休日の学習時間が、全国・県平均と比べてかなり低い状況です。

59ページをご覧ください。教科以外の結果につきまして、県全体の傾向といたしまして、中学校でも小学校の結果と同じように、「将来の夢や目標を持っている」という項目が高い結果となりました。

その他、「自然に親しむ機会がある」という項目は、宇和島市を含む、愛媛県の中学校全体で高い結果となっております。

その中で特に宇和島市の中学校につきましては、これは小学校とは逆になりますが、「先生は良いところを認めてくれる」という項目が高くなっております。中学校の先生方が、生徒を一生懸命に褒めて伸ばそうとしておられる様子が伝わって参ります。

また、学習にICTを活用している項目につきましても、小学校同様、極めて高い結果となりました。

一方で、「困りごとや不安を先生に相談しやすい」という結果は低くなっております。また、地域や社会のためにできることを考えるという項目は、小学校とは逆に良くなりました。宇和島市の多くの中学校がボランティア活動などに力を入れておりますが、今後は生徒自身に考えさせ、活動内容を決めさせるということが、さらに必要になっているように感じております。

それでは今回の全国学力・学習状況調査をまとめたいと思います。

まず、成果として明らかになったことは、授業や家庭学習において、1人1台端末の活用が非常に進んでいるということです。

もう1つは、職場体験をはじめとする、キャリア教育や道德教育を通して、子どもたちの心がよく育っているということです。

一方で、課題はやはり学習面。特に思考力、判断力、表現力育成に向けた授業改善だと考えております。

ペーパーテストだけで、子どもの学力を計ることはできない。全国学力・学習状況調査に計れるのは、子どもの学力のほんの一部に過ぎないというご意見もあることは承知しております。

一方で、国として子どもたちに育てたい力が、この全国学力・学習状況調査の問題に現れており、知識・技能だけで解くことが難しいこれらの問題に対応できる力を育てることが、子どもたちの考える力、判断する力、自分の思いを表現する力に繋がるとも言えます。

令和3年の1月に、1人1台端末を導入してから、小・中学校に対して、活用促進を呼びかけ、そして続け、それに応える形で、学校も授業や家庭学習で積極的に活用するようになりました。今後は、この1人1台端末を思考力、判断力、表現力を育成するために、どのように活用していくのかということを検討して参りたいと思います。

最後になりましたが、児童生徒質問紙調査では、小学校、中学校ともに90%以上の子どもが、「友達と協力することは楽しい」と答えています。今後、小中学校の授業については、教師主導の教え込みの授業ではなく、積極的に話し合いの活動や友達と協力する場面を取り入れ、児童生徒主体の授業へと転換することが必要であり、学校教育課としても、今後一層これらの授業改善に力を入れていきたいと考えております。

以上です。

#### ◎教育長

学校教育課長からの説明が終わりました。

この結果について、或いは今あった今後の対応等について、ご意見等あればお願いいたします。

ICTの活用については、小学校も中学校も活用はされている。ただ結果には繋がっていないということでしょうか。

#### ○学校教育課長

非常に宇和島市の児童生徒は活用していると思います。

誰でもいつでも活用できるという点では、非常に優れていると思いますので、先ほど申しましたように、思考力、判断力、表現力を育てるために、どのようにICTを活用していくのかということを経後の検討課題としていきたいと思っております。以上です。

#### ◎教育長

浅井委員、いかがでしょうか。

#### ◎浅井委員

59ページに、中学校では「地域や社会のためにできることを考える」という項



目が、全国に比べると低いというのは、少し意外でした。昨年度の取り組みの中で、学校として地域に根差した活動や取り組みを結構耳にしたり目にしていたので、おそらく学校としてはやっているけれども、その1人1人心の中に、そこまで浸透していないのかもしれないと思います。

その辺、学校として取り組んでいることが、1人1人にこれから浸透していくようになったらいいなというのをこれを見ながら感じました。

#### ◎教育長

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

小学生は、家庭の学習習慣として、勉強時間が長いのでしょうか。

I C Tの活用など、家庭学習の面で、もしかすると手段と目的が上手くかみ合っていないのかもしれない。活用はされているけど、結果には繋がってない。長い時間を勉強してるけど、結果に繋がってないところが、少しあるのでしょうか。

#### ○学校教育課長

その辺りの検討も必要になってこようかと思えます。どのように課題学習を各学校がしており、それがどういうふうに学力向上に活きているのか。今度はまた市の教育力向上推進委員会というのがありまして、現場の先生方にも集まっていただいて、いろいろ協議いたしますので、そこで家庭学習についても再確認をいたしたいと思っております。

#### ◎教育長

了解しました。

その検討のプロセスなどもまた報告いただければと思います。

それでは、今回の件に関しては、他によろしいでしょうか。

#### ◎全委員

一特に質問、意見等なし

#### ◎教育長

それでは次に、説明及び報告事項の（２）吉田中学校屋内運動場の屋根飛散に伴う対応について、説明をお願いいたします。

#### ○教育総務課長

お手元に写真の資料があるかと思いますが、ご覧いただいたらと思います。

第1報は既にご報告いたしておりますが、改めて9月18日の日曜日、20時ごろに吉田中学校屋内運動場の屋根の一部が飛散し、市道の通行止め及び近隣民家3軒に多大なご迷惑をお掛けするというような事案でございます。

教育委員会の職務、所管する学校財産の管理という部分として、改めてご報告をするというものでございます。本日までの対応を写真で追って、ご説明したいと思います。

まず1枚目、一番上の写真でございますが、こちらが屋内運動場の屋根が風によって吹き飛ばされ、剥がされた状況となっております。左側が運動場側から撮影し

たもの。右側が校舎の屋上から撮影したものでございます。

続きまして、剥がれた鋼製の鋼板の屋根が、6枚程度に分かれて、今度2番目の「その1」「その2」ですが、その分割した6枚のうちの1つが、渡り廊下の直後に道路を塞ぐ形で落ちました。残りの部分が、「その2」の方ですが、民家3軒に渡って手前の青い家と真ん中のグレーの家で、一番最後がグリーンのお家ですが、3軒にわたってこのような状態で、風に煽られ、巻きつくような形で落下いたしましたものでございます。なお、手前の青い家と真ん中の家に関しては、雨漏りが発生していたというような状況でございました。

次のページをご覧くださいと思います。こちらは翌日の屋内運動場の状況となります。

左上の写真にある照明器具の少し上に、縦に光みたいな部分があると思いますが、これは天井から日光が差していると。要するに、この辺りの部分が体育館の前面に向かって、かなり見えているような状況であったということでございます。

ほとんど屋根が飛んでおり、また当時かなり強い雨が降っておりましたので、そういった穴から、雨がどんどん漏れてきてしまったということで、「その2」の部分は、ステージ横の控え室ですが、そちらの天井の部分も、水浸しというような状況で、剥がれているような形となりました。

右側にあります「その3」の部分では、正面ステージの化粧板のところですが、こちらの上の板が剥がれ落ちているような状況で、「その4」では少し見づらいかもしれませんが、床に雨が溜まっているような状況でございます。

こちら翌日学校側の方で、モップでかなり拭き取りをしていただいた直後の状況でございます。

次のページをご覧くださいと思います。こちら側は、民家側への対応状況という部分で、たちまちの対応といたしまして、飛散屋根の撤去など、9月の23日金曜日でございましたが、応急の雨漏り対策、ブルーシートをかけるような作業を完了したところでございます。

現在、保険会社の方と調整いたしまして、来週中には調査が完了できるという予定でございます。そのため、現在補償に向けたご説明自体は、昨日完了したという状況でございます。

今後におきましても、被害を受けられた3軒の皆様のご意向をお聞きしながら、できる限りの対応をさせていただきたいと考えております。

また、屋内運動場の復旧につきましては、屋根の復旧が数ヶ月はかかると伺っております。従いまして、まずは屋根の完成までに、雨が降っても床が濡れないように、応急的にブルーシートを張る処置をしたいと着手しております。10月3日の完了予定を見込んでおります。

また同時に、屋根の復旧に関しましては、業者と先般立ち会いまして、工法がまとまりましたら、直ちに工事着手という段取りまで急ぎ特命随契で対応したいと考

えております。

なお、内部の床、壁、内装等につきましては、どのような復旧方法、復旧箇所にするか、やはり数年後に改築も控えたタイミングという部分もありますので、現在検討しているところでございます。

最後に、当面の学校運営についてでございますが、体育の授業等につきましては、武道場での代替実施。また、行事につきましてはオンライン。もしくは、別の場所での開催に切り換えるという対応をしております。

また、部活動につきましては、近隣の吉田ふれあい運動公園の体育館を使用することで、指定管理者と協議させていただきまして、可能な範囲で使用させていただくということで対応しているという状況でございます。

以上簡単ではございますが、屋根被害に関するご報告とさせていただきます。

#### ◎教育長

状況について、教育総務課長から説明がありました。

本件について、ご質問等あればお願いいたしたいと思っております。

#### ◎木下委員

台風の被害が発生してから、いろいろと迅速な対応をしていただきましてありがとうございます。

特に近隣の民家につきましては、家の方に巻き付いているという状況でした。住民の方を安心させてあげられたらということで、撤去していただきましてありがとうございます。

ただ、民家の屋根は、雨漏りがするとかいう被害も出ておりますので、またその辺の対応も誠意をもって、迅速にさせていただくように、よろしく願いいたします。

体育館の方ですけれども、私も教育長から連絡をいただきまして、ちょうど月曜日が休日でしたが、2時半頃に体育館に行きまして、教頭先生に案内してもらいました。まだ雨が降っていましたが、もう天井から雨がどんどん降っており、床が水浸しの状態ということでした。

この写真ではなかなか分かりづらいですけれども、雨が降っている中では、本当に外に居ると変わらないような状況で、また屋根が残っている部分も水が染みて、もう入口の玄関、更衣室があるところからも、雨漏りしていたということで、かなりの被害が出ているということを確認しております。

先ほども言われましたが、この後どうこの体育館を使っていくのかということですが、やはり一番使う子どもたちが、不自由を来しております。

災害で本当に使えなくて、やっとなんか綺麗になったところで、またこういうような被害に遭ったということで、本当に吉田中学校の生徒に関しては、大変つらい思いをさせていると思っております。

統合小学校との絡みもありますので、その辺のことなども、じっくりと考慮していただきながら、何とか使えるように生徒ファーストで取り組んでいただい

たらと思っております。

あと心配なのは、天井部分の白い剥がれたままになっているところです。雨漏りがするだけでなく、落下すると、事故に繋がりますので、子どもたちが中で活動もできません。高さもありますし、結構大きなものです。この処置をどうするのかについても、安全面を一番重視してやっていただけたらと思います。

本当言うと、全部やりかえないといけない状況にはなっているとは思いますが、いろんなことがありつつも、安全面を一番に考えてやっていただきたいということです。

あと、使用状況についてですけれども、10月に広報や愛媛新聞等でも報じられたとおり、えひめ南予きずな博の関係で一粒萬倍の行事がありますが、それは吉田中学校の体育館でできるのかということのご質問と、あと私が教育長から連絡をいただいて、学校へ行ったら2時半頃でしたけれども、3時過ぎにはニュースでも流れました。全国版のニュースでも流れました。せめて地元の教育委員には、休日でしたけれども、やはり担当の職員の方が確認に行く時に、一緒に声を掛けていただいて、現場を見させていただいたら、ありがたかったと思います。

教頭先生方にご案内していただいたのも、後の処理をしている中でのことだったので、せめてこういうような状況の時には、早めに地元の委員に連絡していただいて、担当の職員の方と一緒に、現地に行けたらと思います。よろしく願いいたします。

#### ◎教育長

教育部長、お願いします。

#### ○教育部長

前後いたしますけれども、お声掛けが遅くなったことにつきましては、まずお詫びを申し上げます。

対応の方を急いではおったというのがありますが、確かに仰るように、ご心配いただくのが一番だと思いますので、早くお知らせをすべきだったと反省をしております。

対応のところにつきましては、まさに子どもたちが不便不自由を来さないようにということを最優先で考えるというのは、もう本当に仰る通りだと思います。民間の方への対応が昨日で一応一区切りがつけられた、大きな山を超えたと思っておりますので、この次のステップとしては、まず体育館。できるだけ早く使えるようにしたい。もちろん安全第一というのは言うまでもありませんが、今取り組んでいるところでございます。

あと、一粒萬倍につきましては、聞くところによりますと、吉田町ふれあい運動公園の体育館で、場所を変えて行うということになったようでございますので、お伝えをしておきます。

いずれにいたしましても、かなり大きなことが起こってしまっておりますので、

迅速に対応はいたしたいと思いますが、ご承知の通り、大きな計画が進んでいるところで、4年5年後には取り壊すということが分かっている体育館でもございます。

どこまでお金をかけて整備するのかということにつきましては、一方で慎重に考えなければいけないところもございますので、そういったバランスをとりながら、スピード感を持って対応いたしたいと思っております。

以上です。

◎木下委員

丁寧なご説明ありがとうございました。

4、5年先には取り壊すということでありますけれども、中学校の生徒、PTAの保護者、先生たちと、またその辺のところはよく話し合っ、災害の時も本当につらい思いをしていますので、子どもたちが不自由をしないように、そこを一番に考えていただいて、今後の検討をしていただいて、どうするかということを決めていただけたらと思います。

もういろいろ大変な問題で、ご迷惑をお掛けしますが、あと近隣住民の方には、これからも誠意を持って対応していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◎教育長

ありがとうございました。

いただいたご意見に添えるように、進めて参りたいと思います。

他、ございますか。

◎高山委員

最近台風が頻繁に発生していますが、残っている屋根の部分はもう除けられたのでしょうか。

○教育部長

申し訳ありません。

まだそこに残ったままになっております。これも除けて、かつ剥がれたところをどうカバーして飛ばないようにするのかということについて、今業者と打ち合わせをしているところです。

◎高山委員

また飛んだらいけませんので、これは1番にお願いします。

◎教育長

それでは、次の説明及び報告事項（3）に移りたいと思います。

「吉田統合小学校等建設工事（建築）」の入札不調について、お願いします。

○教育総務課長

吉田統合小学校等建設工事（建築）の入札不調についてという資料をご覧いただけたらと思います。

この資料は、9月28日に議会の方でご説明した資料でございます。

校舎及びプールの建築本体工事の設計金額は税込みで、ご覧のような20億5,131万9,600円でございます。こちらの方の案件を8月15日に公告、開札は9月22日の入札案件でございます。

結果といたしまして、応札者がございまして、不調というような結果になりました。この影響によりまして、後に予定しておりました、電気と衛生工事の入札中止をしたところでございます。

なお、不調の原因といたしまして、建築住宅課による調査では、1つは予定価格と応札価格の価格が折り合わなかったということ。もう1つが、民間も含めまして、発注工事が重なっていたために、技術者の不足。この2点が大きい要因であったということでございます。

これを受けまして、教育委員会といたしましては、できるだけ早く、スケジュールをどのようにしていくかを固めるとともに、まずは予定通りの開校ができるかどうか。工程の調整など可能な限り工夫を重ねて参りたいと考えております。

従いまして、本日現時点での状況報告ということになりますが、今後の見通しが立った時点で、遅滞なくご報告差し上げたいと考えておりますので、ご理解賜るようお願いいたします。

以上でございます。

#### ◎教育長

これも台風が続いて、非常に厳しい結果ですが、この件についてご質問等ございますか。

#### ◎木下委員

地元のことなので、忌憚のない意見を1点だけ。今後のスケジュールですけれども、間違いなく令和6年の4月に開校できるのですか。

今後また入札不調とか、いろんなトラブルがあることも考えられますが、保護者を始め、吉田町住民の1番の心配事はそこです。大丈夫なのかどうかだけ、教えていただけたらと思います。

#### ○教育部長

率直に申し上げて、大変厳しい状況だと思います。

もともとのスケジュールに余裕がない状態での入札でした。

現段階で分かっていることだけで申し上げますと、再入札をする、先ほど2点の要因があったというご説明差し上げたかと思っておりますけど、この2点について再調整をして入札をもう1回出すだけで、3ヶ月かかると言われています。

そうしますと、全く同じスピード感で工事をした、工事期間も同じだったとすれば、もう4月1日を超えてしまうことになっておりまして、先ほども説明申し上げましたように、どこで短縮できるのかというところについて、建築住宅課、それから契約担当の財政課と今協議をしているところで、今率直に申し上げて、厳しいス

スケジュールだという受け止めをしているところです。

ただ、ではどうするのかというところにつきましては、要は元々の予定通り、令和6年4月1日を迎えられるかというところは、今ほど申し上げた状況ですが、では令和6年4月1日の開校を少し形を変えた形でできるのか、できないのか。

或いは、一番最悪に転んだら、もう1年ずらすのかということにも、可能性としてはあるというふうに思っています。

ただ、今日今の現在で結論に至っておりませんことから、あまり軽々なことは申し上げられないと思っておりますが、大変難しい調整を今しているとご理解をいただけたらと思います。

もちろん方向性が出た、或いはその出る前にお伝えすべきところはお伝えをするつもりでおりますので、もうしばらくお時間いただけたらと思います。

以上です。

#### ◎木下委員

ありがとうございます。

校舎の建設についてだけではなく、あと残った5地区の公民館の問題等、様々なことが関連してもきます。

大変厳しいスケジュールになってしまうということですので、いろいろ協議をしないといけないことあると思っておりますが、遅れる可能性もあるということは、今の学校なり、建設委員会に出ているいろいろな方に、きちんとその都度正確な情報を遅滞なく説明していただけたらと思います。

よろしくお願いします。

#### ◎教育長

見通しが立った時点で、その都度説明をさせていただきたいと思っております。

ここから様々の検討は出て参ります。そのことについても、逐一情報を共有した上で、進めていきたいと思っております。

他ございますか。

#### ◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

#### ◎教育長

よろしいでしょうか。

それでは、説明及び報告事項（4）新伊達博物館基本設計に係る説明会における質問並びに回答及びパブリックコメントの募集結果について、説明をお願いします。

#### ○文化・スポーツ課長

伊達博物館の改築事業につきまして、8月7日から11日までの5日間、計7回行いました「基本設計市民説明会」での質疑応答、また8月中に募集いたしましたパブリックコメントの回答（案）につきまして、取りまとめた結果をホームページに掲載する予定がございます。

その前に委員の皆様にご確認いただきたく、お配りをさせていただいたものでございます。

7回の市民説明会での質疑応答につきましては、延べ34名の方からご質問をいただいております。

建築設計につきましては、大規模災害への対応、今後の運用管理についてのご質問が多かったかと思えます。

これにつきましては、先般の一般質問でもご質問いただいておりますが、安全には十分配慮し、維持管理につきましては、抑えるところは抑えながら計画的な運営に努めていきたいというようなお答えとしております。

展示設計につきましては、宇和島伊達家以外の展示についてや展示内容についてのご質問ご要望をいただいております。

なお、8月7日の第1回目の市民説明会の折は、隈研吾氏、丹青社の田中氏も出席していただきまして、YouTubeでのライブ配信も行いました。これにつきましては、18名の視聴があったと記録されております。また、その後の録画の再生回数も、本日現在確認いたしまして318回以上の再生回数ということをご紹介をしておきます。

パブリックコメントにつきましては、8月1日から31日までの1ヶ月間、直接持ち込み、電子メールにて、合計67名の方からいただきましたが、無記名や連絡先不明により、24票の無効なものがあり、差し引き43名の方からのご意見についてお答えをしております。

件数は83件に上り、建築設計に関するものが26件、展示設計に関するものが5件、その他52件となっております。

建築設計では、安全対策、駐車場計画、環境との調和などについての質問がございました。

展示の設計につきましては、展示の内容や分野についての質問等がありました。その他52件の中には、維持管理の件。伊達文化保存会との関係性、天赦公園への移転反対など、様々な意見となっております。

これまでの議会での一般質問等でも回答させていただいた件や、様々な形でお答えしている案件も含め、繰り返しになるところも多くなりますが、また見ていただいております。ご確認いただければと思います。

説明は以上です。

#### ◎教育長

この件についてはいかがでしょうか。

#### ◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

#### ◎教育長

今後また進捗の状況を逐一報告させていただきたいと思えます。



その他全般を通して、ご意見等ございませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

次回の日程を合わせたいと思います。

今回は10月25日でよろしいでしょうか。

◎全委員

－了承－

◎教育長

それでは繰り返しになりますが、現在ところでは10月25日に予定をいたします。

(5) 閉会宣言（午後5時29分）

◎教育長

それでは以上もちまして、9月定例の教育委員会会議を閉会いたします。